

第8部 13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

④

憲法事件を歩く 理念と現実のはざままで 77

編集委員 渡辺秀樹

大阪のシンボル、通天閣をホームから望むJR新今宮駅の南側。日雇い労働者の求職、求人が集まる寄世場があり、簡易宿泊所(ドヤ)や小さな飲食店などが立ち並ぶ一帯は、古くから釜ヶ崎(大阪市西成区あいりん地区)と呼ばれる。江戶時代、漁村にあった貧しい集落が明治期、大阪府の取締規則で追い払われ、スラムと木賃宿(安宿)が南に移ってきたのが始まりとされる。戦後復興から高度経済成長で日雇い労働者の流入が急速に進んだ。大阪市出身の稲垣浩(80)が日雇い労働で釜ヶ崎に来たのは1971(昭和46)年春だった。栄養専門学校を卒業し、給食会社に就職。労働組合をつくらうとしたら解雇され、その無効を訴える裁判の費用と生活費を稼ぐためだった。

その2年後、第1次オイルショックによる不況が始まると、釜ヶ崎の労働者の仕事が減り、ドヤに泊まらず路上で生活する人が増えていった。労組、全港湾建設支部西成分会に加わった稲垣は、年末年始に野宿する労働者のために地区内の公園にテントを張ったり、炊き出しをししたりする「越冬闘争」に参加。その後、自ら日雇いの労働組合をつくって炊き出しを周年化し、医療・労働相談やデモ行進などにも取り組む。

「くすぶり(路上生活者らの蔑称)相手に飯食わしてごないするんや」。周囲から何度、けなされても「どんな人でも人間として生きていく権利がある」と、カンパを基にした炊き出しを続け半世紀になる。

一方、釜ヶ崎では日雇い労働者の不満を背景に暴動が繰り返されてきた。その最初が61年8月。高齢の労働者がタクシーにはねられたが、救急車の処理が遅れ、「見殺しにした」と集まった労働者が騒ぎだした。暴徒化した



労働組合の事務所が入る釜ヶ崎解放会館前で監視カメラが設置されていた電柱(右手前)を指さす稲垣浩＝3月上旬、大阪市西成区の釜ヶ崎

狭い地域に15台「塀のない監獄」

釜ヶ崎監視カメラ問題・民事訴訟(上)

群衆が派出所や西成署、商店などを襲撃。投石、放火、略奪を行い、死者1人、警察官・一般人の負傷者934人を出す戦後最大の暴動に発展した。第7次暴動が起きた後の66年11月、大阪府警は群衆の動きを早く的確につかむ名目で新今宮駅近くなどに2台のカメラを設置。西成署のモニターテレビで監視するようになった。その後も暴動は続き、カメラも増設されていく。日雇い労組の事務所が入る5階建てビル「釜ヶ崎解放会館」のはず向かいの電柱にも78年に設置。「労働者の通行量が多く、けんかや賭博などの犯罪発生率が高い」との理由だった。カメラは83年までに15台になった。巡回、スームアップの機能はあるが、録画はしていないとされた。銀行などには既にあっただが、街頭のカメラは珍しかった時代。わずか0.62平方メートルの地区にカメラが集中して設置されているのは異様な光景だった。

「誰の断りもなく24時間、労働者の動きを監視しとる。他にこんな所はない。塀のない監獄と一緒に」。稲垣は「肖像権の侵害」と捉えて旧知の弁護士に相談した。

今では「西の無罪獲得王」と呼ばれる後藤貞人(77)である。弁護士になりたての75年、公園に作った労働者のテント村を撤去する大阪市の行政代執行を妨害したとして逮捕された稲垣の弁護を買って出たのが、付き合いの始まりだった。「釜ヶ崎の事件なんてカネにならんから受けたがる人はいない。そんなんだからこそやってみようと思った」と後藤は振り返る。

監視カメラの相談を受けた後藤は考えた。「狭い地域に15台ものカメラを設置している。こんな梅田(オフィス街)や芦屋(高級住宅街)にあるか。他のどこにもない。これは単なる防犯ではない。稲垣氏ら労働者の活動を監視するためだ」

その撤去を求める根拠を探した時、浮かんだのが憲法13条から導き出されるプライバシー権だった。後藤は9人の弁護士を結成。90年、稲垣ら労働者や釜ヶ崎の住民ら12人はカメラの撤去と損害賠償を求め、府警を設置する大阪府を相手に大阪地裁へ提訴する。全国で初めて、街頭監視カメラの違憲性を問う訴訟の始まりである。

地裁で担当することになったのは偶然にも、釜ヶ崎の近くで生まれ育った裁判長だった。



西成署に据え付けられた監視カメラのモニターテレビ＝1991年8月撮影

〈日曜日に掲載します〉(敬称略)

憲法事件を歩く 理念と現実のはざままで 78

編集委員 渡辺秀樹

第8部 13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

⑤

日雇い労働者の街、大阪・釜ヶ崎(あいりん地区)に警察が集中的に取り付けた監視カメラを巡り、撤去を求めて労働者ら12人が1990年に起こした訴訟。大阪地裁の裁判長は、井垣敏生(80)＝現弁護士＝だった。

戦時中の1943(昭和18)年、釜ヶ崎に近い飛田新地で生まれた井垣は、空襲を逃れて家族で島根に疎開。戦後の49年に戻った時は漢方薬局を営んでいた家は他人に占拠され、親戚の借家に居候した。

生業を失った一家の暮らしぶりは厳しかった。小学4年の運動会の時、教室で1人だけ運動靴を支給され、生活保護を受けていることを知った。家計を支えようと中学時代に始めた新聞配達を高校、大学、司法試験合格まで10年間続けた苦勞人である。

「寄ったらかかん」と言われていた釜ヶ崎に関心があり、司法修習中に仲間と安宿に泊まり込んで人々を観察したことがある。反感を買わないように傘は持ち手を抜いて使い古しのように見せた。たばこは安い「いこい」を持ち、ライターではなくマッチで火を付けるようにした。

夜、屋台で飲んでいると、労働者のおっちゃんたちから気さくに話しかけられた。井垣は九州から流れてきた」と黒田節を歌ってごまかし、酒を酌み交わした。意外にも彼らのたばこはより高い「伍じース」で、高級ライターを使っていた。「貧しく犯罪傾向のある人ばかり、というのは偏見。割とリッチで楽しく生きている人たちもいることを知った」

裁判でも実態を丁寧に引き出した上で判断するように心がけた。釜ヶ崎監視カメラ訴訟では釜ヶ崎の歴史に始まり、23回に及んだ暴動の1回ごとの経過、15台のカメラ1台ごとの設置経過、原告の中心である釜



釜ヶ崎監視カメラ訴訟で大阪地裁の裁判長を務めた井垣敏生＝3月下旬、大阪市北区



原告代理人弁護士団の中心だった後藤貞人＝3月上旬、大阪市北区

釜ヶ崎監視カメラ問題・民事訴訟(下)

「団結権に深刻な影響」撤去命じる初の判決

釜ヶ崎地域合同労働組合委員長、稲垣浩(80)の活動歴、各カメラの設置箇所とモニターテレビで監視していた西成署の現場検証…。審理は4年を費やした。92年11月から93年1月にかけて行われた稲垣への尋問。労組事務所が入るビル「釜ヶ崎解放会館」のはず向かいの電柱に取り付けられたカメラについて、稲垣はポイントになる証言をしている。

「解放会館に僕らが入りし始めたらず、あとさらにカメラが付いて四六時中、会館の入り口を見ているわけです。僕ら自身も当然嫌な思いをするし、僕らを応援しに来ってくれる人たちも顔がはつきり映ってしまっし…」

原告代理人弁護士 解放会館という形でそのビルを(妻名義で)取得する前は、会館が見えるような所にカメラはなかったんですね？

「なかったですね」

西成署は、稲垣が労組の事務所を解放会館に設置した直後、別の場所にあったカメラを会館近くに移動させていたのだ。「警察の意図が読み取れた」と裁判長の井垣は振り返る。

94年4月に言い渡した判決。判断の基準として、カメラの設置で得られる利益(公共の福祉)の大きさと個人のプライバシー侵害の大きさを比較することを前提にした。

その結果、15台のうち14台の設置箇所は暴動や犯罪の発生が多い場所であるのに対し、多数が通行し、匿名性や一過性が比較的保たれやすく、プライバシーの利益は大きくないと判断。「受忍(我慢)すべき限度にとどまる」とした。

問題にしたのは、解放会館近くに設置されたカメラ。会館の前の道路は比較的狭く、暴動や不法行為もほとんどなく「会館自体を監視する目的でカメラを移設したとみられる」。そしてプライバシー侵害の大きさを次のように述べ、撤去を命じた。

大衆闘争や労働運動の拠点を警察に継続的に監視されると、その活動内容、人的交流などの全てを把握される恐れがある。稲垣の行動の自由を制約するだけでなく、出入りする者の行動にも影響を与え、労組の活動に支障を生じさせる恐れが高い。結社の自由や団結権に深刻な影響を与える。初めて監視カメラの撤去を命ずる画期的な判決だが、代理人弁護士の後藤貞人(77)は不満だった。「15台全部で釜ヶ崎全体を監視しなきゃいか。全部撤去すべきだ」。稲垣の思いは違った。「これまでの裁判で僕らの言い分が通ったことはなかった。1台とはいえ初めて主張を認めてもらい、うれしかった」

双方が控訴したが、判決は高裁、最高裁で支持され、98年に確定。解放会館近くのカメラは撤去された。その21年後、別のカメラを巡って刑事事件が起きる。

(敬称略)

＜日曜日に掲載します＞